

多重債務問題に対処する地方自治体や法律家に対し、  
生活再建を目指した業務の充実を求める決議

- 1 平成18年12月、社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため貸金業法等が大改正され、上限金利の引下げ・総量規制等の施策を導入し、貸し手を規制することにより新たな多重債務者の発生を抑制することが図られた。これを受けて「多重債務問題改善プログラム」が策定され、国・地方自治体を軸に、借り手対策として、多重債務者に対する相談窓口の充実を図る等、本格的な多重債務対策が始まった。
- 2 こうした多重債務対策は、その問題の実態に即し、単に借金の整理にとどまらず、多重債務者の生活再建を目指したものでなければならない。なぜなら、多重債務に陥る人の多くは、返せない自分を責め続け、家族・同僚にも言い出せず孤立化し、肉体的にも精神的にも疲弊しており、また、背後に貧困・労働の問題や家庭の問題を抱え、生活が崩壊していることが多いからである。  
上記プログラムも法律家につないで借金の整理をするだけでなく、生活再建を目指すようにという期待を随所に示している。
- 3 ところで、上記プログラムの第一の目標である相談窓口の充実強化は、現在全国の自治体に徐々に広がりを見せているものの、法律家につなぐのみで、事後的なフォローアップがなされていない面がみられる。一方法律家の側にも、多重債務問題をビジネスチャンスとのみとらえ、生活再建の視点をおろそかにした事件処理がみられ、二次被害を生む事態が発生している。  
この点、地方自治体の中でも、奄美市、盛岡市、野洲市、人吉市、豊中市等に見られるような、法律家のみならず庁内の各部署との連携を密にして、多重債務者の生活再建を図るという試みには特筆すべきものがある。このような試みは、住民の生活の安定のみならず、生活再建を果たした時、行政職員としての大きな喜び、ひいては、納税率の向上や消費支出の増加などを通じて地域経済の活性化にもつながるものである。
- 4 そこで、多重債務問題に対処する全ての地方自治体や法律家に対し、
  - ① 地方自治体は、多重債務問題に対処するにあたって、借金の整理のため法律家につなぐだけでなく、その多重債務者が背後に抱える問題に対応した庁内各部署と連携を密にして、多重債務者の生活再建へ向けた内部体制を充実させること。
  - ② 多重債務問題に対処する法律家は、借金の整理という現象面の処理にとどまらず、多重債務者の生活再建の視点を持つと同時に、特に行政から紹介を受けた場合は、行政へのフィードバックを念頭におくこと。を求めるとともに、我々もこれに対して最大限の努力を惜しまないことを、ここに表明するものである。

平成21年11月29日